



鳥取県公報

平成16年12月28日(火)
号外第201号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	環境美化促進地区の指定の一部改正(1025)(循環型社会推進課).....	1
	農業振興地域の区域の変更の一部改正(2件)(1026・1027)(経営支援課).....	2
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等の一部改正(1028)().....	4
	県道の路線の認定の一部改正(5件)(1029~1033)(道路課).....	6

告 示

鳥取県告示第1025号

平成11年鳥取県告示第751号(環境美化促進地区の指定について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
南部町鶴田(フラワーカー周辺)地区	南部町	1 県道溝口伯太線の次の区間 起点 伯耆町との境界 終点 西伯郡南部町朝金 750 - 5	南部町鶴田(フラワーカー周辺)地区	南部町	1 県道溝口伯太線の次の区間 起点 溝口町との境界 終点 西伯郡南部町朝金 750 - 5
		2 町道諸木鶴田線の次の区間 起点 西伯郡南部町鶴田 734 - 1 終点 伯耆町との境界			2 町道諸木鶴田線の次の区間 起点 西伯郡南部町鶴田 734 - 1 終点 岸本町との境界
		3 町道鶴田池野線の次の区間 起点 西伯郡南部町鶴田 425 - 1 終点 伯耆町との境界			3 町道鶴田池野線の次の区間 起点 西伯郡南部町鶴田 425 - 1 終点 溝口町との境界

伯耆町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区	伯耆町	1 西伯郡伯耆町大原の一部(岸本総合スポーツ公園の区域の一部) 2 県道名和岸本線の次の区間 起点 大山町との境界 終点 県道岸本江府線 3 県道岸本江府線の次の区間 起点 町道総合スポーツ公園1号線 終点 西伯郡伯耆町小林675-1 4 町道総合スポーツ公園1号線の全線	岸本町きしもと山の手通りと総合スポーツ公園地区	岸本町	1 西伯郡岸本町大原の一部(岸本町総合スポーツ公園の区域の一部) 2 県道名和岸本線の次の区間 起点 大山町との境界 終点 県道岸本江府線 3 県道岸本江府線の次の区間 起点 町道総合スポーツ公園1号線 終点 溝口町との境界 4 町道総合スポーツ公園1号線の全線
略		略			
伯耆町榎水高原地区	伯耆町	1 西伯郡伯耆町岩立及び大内の各一部(榎水高原スキー場の区域) 2 県道大山口停車場大山線の次の区間 起点 西伯郡伯耆町金屋谷1-8地先 終点 県道倉吉江府溝口線 3 県道倉吉江府溝口線の次の区間 起点 県道大山口停車場大山線 終点 大山町との境界	溝口町榎水高原地区	溝口町	1 日野郡溝口町岩立及び大内の各一部(榎水高原スキー場の区域) 2 県道大山口停車場大山線の次の区間 起点 岸本町との境界 終点 県道倉吉江府溝口線 3 県道倉吉江府溝口線の次の区間 起点 県道大山口停車場大山線 終点 大山町との境界
2 略		2 略			

鳥取県告示第1026号

昭和58年鳥取県告示第823号(農業振興地域の区域の変更について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	

岸本地域	平成17年1月1日町合併前の岸本町の区域のうち、次の区域を除いた区域 1及び2 略 3 平成16年鳥取県告示第8号で定めた日野川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年1月1日町合併前の岸本町に係る林班番号6の区域、同林班番号2、7及び8の各一部の区域並びに平成16年4月1日現在の国有林の区域	岸本農業振興地域	岸本町の区域のうち、次の区域を除いた区域 1及び2 略 3 昭和58年2月鳥取県告示第163号(地域森林計画の決定について)で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の岸本町に係る林班番号6の区域、同林班番号2、7及び8の各一部の区域並びに昭和58年4月1日現在の国有林の区域
略		略	

鳥取県告示第1027号

昭和61年鳥取県告示第560号(農業振興地域の区域の変更について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
名 称	区 域	名 称	区 域
略		略	
溝口地域	平成17年1月1日町合併前の溝口町の区域のうち、次の区域を除いた区域 大山隠岐国立公園に係る特別地域(金屋谷字水無原4の2、字榎水高原791の1、791の6、792、793の4、岩立字榎水高原4の1、4の17、5の1の一部、6の1の一部、7の1、12の163を除く。)及び集団施設地区、平成16年鳥取県告示第8号で定めた日野川森林計画区に係る地域森林計画の平成17年1月1日町合併前の溝口町の林班番号12、16、17、19から24まで、26、27、30、32から35まで、37、72、75から83まで、85から97まで及び99から107までの全部の区域並びに同林班番号25、31、36、39、43、45から48まで、73、74及び98の一部の区域並びに	溝口地域	溝口町の区域のうち、次の区域(第1号図から第13号図までの赤色で着色した区域)を除いた区域 大山隠岐国立公園に係る特別地域(金屋谷字水無原4の2、字榎水高原791の1、791の6、792、793の4、岩立字榎水高原4の1、4の17、5の1の一部、6の1の一部、7の1、12の163を除く。)及び集団施設地区、森林法第5条の規定による米子森林計画区に係る地域森林計画(昭和42年12月鳥取県告示第821号)の溝口町の林班番号12、16、17、19から24まで、26、27、30、32から35まで、37、72、75から83まで、85から97まで及び99から107までの全部の区域並びに同林班番号25、31、36、39、43、45から48まで、

	平成16年4月1日現在の国有林の林班番号1022から1025までの全部の区域、国立大学法人鳥取大学演習林地の一部の区域、陸上自衛隊演習場の一部の区域及び高所官行造林地の一部の区域		73、74及び98の一部の区域並びに昭和45年4月1日現在の国有林の林班番号1022から1025までの全部の区域、国立鳥取大学演習林地の一部の区域、陸上自衛隊演習場の一部の区域及び高所官行造林地の一部の区域 (第1号図から第13号図までは、省略する。)
略		略	

鳥取県告示第1028号

平成10年鳥取県告示第615号(農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前					
郡市名	区	域	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積(ヘクタール)	農地法第6条第1項第2号の小作地の面積(ヘクタール)	郡市名	区	域	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積(ヘクタール)	農地法第6条第1項第2号の小作地の面積(ヘクタール)
略				略					
	日吉津村の全域	淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稻吉、大字高井谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津			岸本町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷	日吉津村の全域	淀江町大字佐陀、大字小波、大字中間、大字平岡、大字福頼、大字西尾原、大字中西尾、大字富繁、大字稻吉、大字高井谷、大字福岡、大字本宮、大字福井及び大字今津		

西伯郡	<p>大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、飯戸、赤松及び大山</p> <p>中山町羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び豊成</p> <p>南部町境、福成、阿賀、清水川、西町、東町、金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木</p> <p><u>伯耆町小野、小町、金廻、大殿、坂長及び岩屋谷</u></p>	0.5	0.9	西伯郡	<p>大山町稲光、妻木、富岡、長田、安原、保田、上萬、平田、莊田、平、坊領、宮内、佐摩、今在家、豊房、前、飯戸、赤松及び大山</p> <p>中山町羽田井、束積、八重、樋口、石井垣、退休寺、高橋、殿河内、上市、塩津、住吉、岡、下市、松河原及び豊成</p> <p>南部町境、福成、阿賀、清水川、西町、東町、金田、井上、御内谷、高姫、浅井、市山、池野、鶴田、萩名、朝金及び諸木</p>	0.5	0.9
	<p>大山町所子、平木、野田、清原、唐王、末吉、國信、福尾、上野及び末長</p> <p>中山町下甲、赤坂、潮音寺、御崎及び栄田</p> <p><u>伯耆町丸山、小林、大原、須村、真野、番原、福岡原、久古、口別所、清原、福岡、畑池、福居、焼杉、船越、福島、福吉、二部、栃原、大滝、大坂、富江、福鎌、添谷及び大内</u></p>	0.5	0.8		<p>岸本町丸山、小林、大原、須村、真野、番原、福岡、久古、口別所及び清原</p> <p>大山町所子、平木、野田、清原、唐王、末吉、國信、福尾、上野及び末長</p> <p>中山町下甲、赤坂、潮音寺、御崎及び栄田</p>	0.5	0.8
	<p>淀江町大字淀江及び大字西原</p> <p>名和町のうち大字押平及び大字御来屋を除く区域</p> <p>南部町三崎、寺内、田住及び円山</p> <p><u>伯耆町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長、遠藤、溝口、谷川、大倉、白水、根雨原、宮原、莊、父原、古市、中祖、宇代、長山、上野、金屋谷、岩立、大江及び貴住</u></p>	0.5	0.7		<p>岸本町上細見、立岩、吉定、岸本、押口、吉長及び遠藤</p> <p>淀江町大字淀江及び大字西原</p> <p>名和町のうち大字押平及び大字御来屋を除く区域</p> <p>南部町三崎、寺内、田住及び円山</p>	0.5	0.7

日野郡	略			
	大山町中高 中山町田中 伯耆町三部	0.3	0.8	
	略			
	略			
	日南町阿毘縁、下阿毘縁、 花口、神戸上、下石見、中 石見、上石見及び三吉 江府町大字宮市、大字助 沢、大字下蚊屋、大字御机、 大字美用、大字杉谷、大字 貝田、大字小江尾、大字久 連、大字佐川、大字柿原、 大字吉原及び大字大河原	0.5	0.8	
	日南町多里、湯河、萩原、 上萩山及び新屋 日野町小原、別所、榎市、 本郷、津地、野田、舟場、 安原、下黒坂、久住、中菅、 下菅、小河内、上菅及び福 長 江府町大字俣野	0.5	0.7	
	略			
	江府町大字江尾（本町五 丁目）	0.3	0.8	
	略			
	略			
日野郡	略			
	大山町中高 中山町田中	0.3	0.8	
	略			
	略			
	日南町阿毘縁、下阿毘縁、 花口、神戸上、下石見、中 石見、上石見及び三吉 江府町大字宮市、大字助 沢、大字下蚊屋、大字御机、 大字美用、大字杉谷、大字 貝田、大字小江尾、大字久 連、大字佐川、大字柿原、 大字吉原及び大字大河原 溝口町福岡、畑池、福居、 焼杉、船越、福島、福吉、 二部、栃原、大滝、大坂、 富江、福鎌、添谷及び大内	0.5	0.8	
	日南町多里、湯河、萩原、 上萩山及び新屋 日野町小原、別所、榎市、 本郷、津地、野田、舟場、 安原、下黒坂、久住、中菅、 下菅、小河内、上菅及び福 長 江府町大字俣野 溝口町溝口、谷川、大倉、 白水、根雨原、宮原、荘、 父原、古市、中祖、宇代、 長山、上野、金屋谷、岩立、 大江及び貴住	0.5	0.7	
	略			
	江府町大字江尾（本町五 丁目） 溝口町三部	0.3	0.8	
	略			
	略			

鳥取県告示第1029号

昭和33年鳥取県告示第188号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前					
整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地
		終 点					終 点		
略				略					
35	西伯根雨線	西伯郡南部町	西伯郡伯耆町	35	西伯根雨線	西伯郡南部町	日野郡溝口町		
		日野郡日野町				日野郡日野町			
略				略					
46	日野溝口線	日野郡日野町中菅		46	日野溝口線	日野郡日野町中菅			
		西伯郡伯耆町				日野郡溝口町			
53	淀江岸本線	西伯郡淀江町	米子市	53	淀江岸本線	西伯郡淀江町	米子市		
		西伯郡伯耆町				西伯郡岸本町			
略				略					
158	大山口停車場 場大山線	大山口停車場		158	大山口停車場 場大山線	大山口停車場			
		西伯郡伯耆町岩立				日野郡溝口町大字岩立			
略				略					
180	伯耆溝口停 車場線	伯耆溝口停車場		180	伯耆溝口停 車場線	伯耆溝口停車場			
		西伯郡伯耆町溝口				日野郡溝口町溝口			
略				略					
209	大滝白水線	西伯郡伯耆町大滝		209	大滝白水線	日野郡溝口町大字大滝			
		西伯郡伯耆町白水				日野郡溝口町大字白水			
略				略					
222	岸本停車場 線	岸本停車場		222	岸本停車場 線	岸本停車場			
		西伯郡伯耆町大殿				西伯郡岸本町大殿			
略				略					
253	岩屋谷米子 線	西伯郡伯耆町岩屋谷		253	岩屋谷米子 線	西伯郡岸本町大字岩屋谷			
		米子市				米子市			
略				略					

鳥取県告示第1030号

昭和50年鳥取県告示第54号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
284	大山寺岸本 線	西伯郡大山町大山		284	大山寺岸本 線	西伯郡大山町大山	
		西伯郡伯耆町吉定				西伯郡岸本町吉定	

鳥取県告示第1031号

昭和52年鳥取県告示第456号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
36	名和岸本線	西伯郡名和町	西伯郡大山町	36	名和岸本線	西伯郡名和町	西伯郡大山町
		西伯郡伯耆町				西伯郡岸本町	
略				略			

鳥取県告示第1032号

昭和57年鳥取県告示第920号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
1	溝口伯太線	西伯郡伯耆町	西伯郡南部町	1	溝口伯太線	日野郡溝口町	西伯郡南部町

(鳥根県安来市)				(鳥根県安来市)			
略				略			
45	倉吉江府溝口線	倉吉市	東伯郡関金町	45	倉吉江府溝口線	倉吉市	東伯郡関金町
		西伯郡伯耆町	日野郡江府町			日野郡溝口町	日野郡江府町
略				略			
316	米子岸本線	米子市	西伯郡南部町	316	米子岸本線	米子市	西伯郡南部町
		西伯郡伯耆町				西伯郡岸本町	
略				略			

鳥取県告示第1033号

平成6年鳥取県告示第225号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年12月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
52	岸本江府線	西伯郡伯耆町		52	岸本江府線	西伯郡岸本町	日野郡溝口町
		日野郡江府町大字江尾				日野郡江府町大字江尾	
略				略			
159	米子丸山線	米子市		159	米子丸山線	米子市	
		西伯郡伯耆町丸山				西伯郡岸本町丸山	
略				略			

